

5 介護報酬に関する事例

①請求に関する不満

番号	相談者	苦情内容	対応状況
1	家族	<p>介護老人保健施設で対応できない治療を受診するため、一旦施設を退所し、特定施設入居者生活介護事業所を短期利用した。</p> <p>後日、請求の際に特定施設入居者生活介護事業所がサービス担当者会議も開かず介護支援専門員もつけずに介護サービスを提供していたことが判明し、保険適用できないと言われた。</p> <p>事前に保険者には特定施設入居者生活介護事業所の短期利用は可能かについて相談しており、短期利用する際は介護支援専門員が必要という説明はなかった。説明があれば介護支援専門員をつけていた。さかのぼって保険適用を行うべきだ。</p>	<p>サービス担当者会議を開催することや介護支援専門員をつけることという一定の手順を事業所が踏んでおらず、さかのぼって保険適用を行うのは困難であること、事業所が必要な手続きを経て行うべきものであることを説明した。</p>
2	その他	<p>家族が働いていた通所介護事業所で不正請求が行われていた。残業代も払わないひどい事業所なので、監査をしてほしい。</p> <p>また、既に監査等を行っていて不正が見抜けなかったなら保険者にも責任があるので訴えることも考えている。</p>	<p>残業代等、雇用関係の相談は労働基準監督署へ行うよう伝えた。不正の件については、働いていた本人から、詳細な説明等があれば対応すると説明した。</p>